

土壤汚染対策法に規定される指定基準一覧

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準
(揮発性有機化合物) 第一種特定有害物質	クロロエチレン	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること	/
	四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること	
	ベンゼン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること	
	(重金属等) 第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	
六価クロム化合物		検液1Lにつき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌1kgにつき六価クロム 250mg 以下であること
シアン化合物		検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき 遊離シアン 50mg 以下であること
水銀及びその化合物		検液1Lにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌1kgにつき水銀 15mg 以下であること
セレン及びその化合物		検液1Lにつきセレン 0.01mg 以下であること	土壌1kgにつきセレン 150mg 以下であること
鉛及びその化合物		検液1Lにつき鉛 0.01mg 以下であること	土壌1kgにつき鉛 150mg 以下であること
砒素及びその化合物		検液1Lにつき砒素 0.01mg 以下であること	土壌1kgにつき砒素 150mg 以下であること
ふっ素及びその化合物		検液1Lにつきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌1kgにつきふっ素 4,000mg 以下であること
ほう素及びその化合物		検液1Lにつきほう素 1mg 以下であること	土壌1kgにつきほう素 4,000mg 以下であること
(農薬等／農薬＋PCB) 第三種特定有害物質	シマジン	検液1Lにつき 0.003mg 以下であること	/
	チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液1Lにつき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	